

## 企業立地促進区域【川内村】

令和5年6月14日時点

避難解除区域及び現に避難指示であって法第4条第4号ハに掲げる指示であるものの対象となっている区域

対象区域			認定期限	雇用特例 適用期限	(参考) 避難指示解除
大字	字	地番			
上川内	字切払	501番地1、501番地3		認定を受けた日 (R3.9.30まで)から 5年を経過する日 までの期間	H26.10.1
	字大四郎	506番地3、506番地4、519番地			
	字檜生	501番地5から501番地7、502番地1、502番地2、503番地57から503番地59 を除く全域			
	字金子塚	全域			
	字大鷹鳥谷	全域			
	字小鷹鳥谷	全域			
	字高山	501番地			
	字炭焼場	10番地1、502番地、503番地1、504番地、514番地1、514番地7、514番地8、 514番地12から514番地17、515番地1から515番地5、516番地1、516番地6			
	字弓目幾	501番地5、501番地8、501番地9、502番地、505番地、506番地、507番地、508 番地を除く全域			
下川内	字田ノ入	9番地、15番地、16番地、19番地1から19番地6、20番地1、20番地8、21番地1 から21番地3、22番地1、22番地3から22番地5、23番地、24番地、27番地1、 27番地4から27番地6、28番地3、30番地1から30番地3を除く全域		認定を受けた日 (R3.9.30まで)から 5年を経過する日 までの期間	H26.10.1
	字鍋倉	全域			
	字道ノ下	522番地1			
	字糠塚	全域			
	字南	全域			
	字吉ノ田和	全域			
	字毛戸	全域			
	字五枚沢	全域			
	字上滝	全域			
	字館山	501番地1、514番地から528番地、530番地			
	字篠平	全域			
	字坂シ内	133番地5、141番地7、152番地1から152番地3、153番地1から153番地5、 155番地2、156番地2から156番地4、156番地6、157番地4、157番地8、158番 地2から158番地4、159番地2、159番地4、159番地6から159番地16、160番 地9、161番地1から161番地3、162番地2、162番地3、167番地3、167番地9、 167番地19、176番地3、176番地5、176番地14、236番地1、236番地2、511番 地から513番地、547番地、548番地			
	字山梨作	全域			
	字ドブ	501番地、503番地1			
	字下仁井倉	全域			
	字宮坂	501番地、501番地15から501番地19、501番地22から501番地26、502番地 から506番地			
	字原	73番地14、73番地15、73番地29、73番地30、106番地9、106番地23から106 番地27、106番地34、106番地35、106番地37、106番地39から106番地42、 106番地46、504番地1から504番地6、505番地から510番地			
	字横根	501番地			
	字平沢	17番地、18番地4、18番地6から18番地8、45番地24、70番地17から70番地 20、70番地22から70番地29、70番地32から70番地37、70番地44から70番 地56、70番地58から70番地62、70番地64、70番地67、70番地71から70番地 76、70番地78、86番地2、86番地8、87番地4、88番地2、98番地1、98番地2、98 番地4、98番地5、501番地1から501番地6、503番地から505番地、507番地、 508番地1、508番地2、511番地1から511番地4、512番地から515番地			
	字北川原	103番地34から103番地50、179番地3、524番地1、524番地2、524番地4、530 番地から536番地、537番地1、537番地2、537番地4、538番地から543番地			
字小田代	527番地、528番地、549番地、550番地1から550番地5、551番地				
大字下川内	字貝ノ坂	全域		認定を受けた日 (R5.6.13まで)から 5年を経過する日 までの期間	H28.6.14
	字荻	全域			
国有林 磐城森林管理署		601～603林班、604林班の一部、627林班、628林班、630～637林班、638林班の一部			